

横須賀市報

第1821号

発行日	発行所	横須賀市小川町11番地 横須賀市役所
毎月	編集兼	横須賀市長
10日	発行人	上地克明
25日	印刷所	(有)宮村印刷所

目次

規 則	
◇市長の職務代理に関する規則中一部改正	14827
◇副市長事務分担規則	〃
告 示	
◇副市長の退職について	14828
◇副市長の再任について	〃
◇副市長の選任について	〃
◇特定計量器の定期検査について	〃
◇地縁による団体の告示事項の変更について	〃
◇道路区域変更及び供用開始について	〃
公 告	
◇開発行為の工事完了について	14829
◇市民税・県民税の督促状の公示送達	〃
◇債権差押調書の公示送達	〃
◇配当計算書の公示送達	〃
◇市民税・県民税の納税通知書の公示送達	〃
訓 令 甲	
◇公共施設マネジメント戦略会議設置規程等中一部改正	〃
上下水道局告示	
◇指定下水道工事店の所在地の変更について	〃
教育委員会告示	
◇教育委員会定例会の招集について	14830
農業委員会告示	
◇農業委員会総会の招集について	〃
正 誤	

規 則

横須賀市規則第97号 (令和3年7月27日)
掲 示 済

市長の職務代理に関する規則の一部を改正する規則を次のように定める。

令和3年7月27日

横須賀市長 上地克明

市長の職務代理に関する規則の一部を改正する規則

市長の職務代理に関する規則(平成19年横須賀市規則第11号)の一部を次のように改正する。

第2条各号を次のように改める。

- 田中副市長
- 上条副市長

附 則

この規則は、公布の日から施行する。

横須賀市規則第98号 (令和3年7月27日)
掲 示 済

副市長事務分担規則を次のように定める。

令和3年7月27日

横須賀市長 上地克明

副市長事務分担規則

(総則)

第1条 副市長の事務分担については、この規則の定めるところによる。

(分担事務)

第2条 副市長は、次に掲げる区分によりその事務を担当する。

田中副市長

- 市民部に属する事務
- 環境政策部に属する事務
- 資源循環部に属する事務
- 都市部に属する事務
- 土木部に属する事務
- みなと振興部に属する事務
- 上下水道局に属する事務
- 消防局に属する事務

上条副市長

- 文化スポーツ観光部に属する事務
- 税務部に属する事務
- 福祉部に属する事務
- 健康部に属する事務
- こども育成部に属する事務
- こども家庭支援センターに属する事務
- 経済部に属する事務
- 地方自治法(昭和22年法律第67号)第180条の2の規定により他の執行機関の職員に補助執行させている事務

第3条 市議会提出議案、重要事項に関する方針及び計画の策定又は変更に関する事案、総合的に調整を図る必要がある事案並びに市長室、経営企画部、総務部及び財務部に属する事務に関しては、前条の規定にかかわらず、両副市長が担任する。ただし、市長室に属する事務については田中副市長を、経営企画部、総務部及び財務部に属する事務については上条副市長を主たる担任とする。

2 市長は、必要と認めるときは前条及び前項の規定にかかわらず、特に副市長を指定して事務を担当させることができる。

(事故がある場合の事務処理)

第4条 一の副市長に事故があるときは、その事務を他の副市長が担任する。

附 則

(施行期日)

1 この規則は、公布の日から施行する。

(旧規則の廃止)

2 副市長事務分担規則(平成29年横須賀市規則第63号)は、廃止する。

(事務分掌規則の一部改正)

3 事務分掌規則(平成17年横須賀市規則第12号)の一部を次のように改正する。

第26条の2第3項中「平成29年横須賀市規則第63号」を「令和3年横須賀市規則第98号」に改める。

(市長の権限に属する事務の一部を副市長に委任する規則の一部改正)

4 市長の権限に属する事務の一部を副市長に委任する規則(平成21年横須賀市規則第9号)の一部を次のように改正する。

第2条各号列記以外の部分中「平成29年横須賀市規則第63号」を「令和3年横須賀市規則第98号」に改める。

(横須賀市情報セキュリティ規則の一部改正)

5 横須賀市情報セキュリティ規則(平成29年横須賀市規則第11号)の一部を次のように改正する。

第6条第2項中「平成25年横須賀市規則第70号」を「令和3年横須賀市規則第98号」に改める。

(横須賀市職員倫理条例施行規則の一部改正)

- 6 横須賀市職員倫理条例施行規則（平成13年横須賀市規則第1号）の一部を次のように改正する。
第5条第2項中「平成29年横須賀市規則第63号」を「令和3年横須賀市規則第98号」に改める。
（横須賀市環境マネジメントシステム規則の一部改正）
- 7 横須賀市環境マネジメントシステム規則（平成19年横須賀市規則第60号）の一部を次のように改正する。
第4条第2項中「平成29年横須賀市規則第63号」を「令和3年横須賀市規則第98号」に改める。

告 示

横須賀市告示第 163 号 （令和3年7月27日 掲 示 済）

本市副市長永妻和子は、令和3年7月26日退職しました。
令和3年7月27日

横須賀市長 上 地 克 明

横須賀市告示第 164 号 （令和3年7月27日 掲 示 済）

本市議会の同意を得て、令和3年7月27日本市副市長に次の者を再任しました。
令和3年7月27日

横須賀市長 上 地 克 明

横須賀市船越町2丁目43番地
田 中 茂

横須賀市告示第 165 号 （令和3年7月27日 掲 示 済）

本市議会の同意を得て、令和3年7月27日本市副市長に次の者を選任しました。
令和3年7月27日

横須賀市長 上 地 克 明

横須賀市池田町5丁目9番1-109号
上 条 浩

横須賀市告示第 167 号

地方自治法（昭和22年法律第67号）第260条の2第11項の規定に基づき、次に掲げる認可地縁団体から告示事項の変更の届出がありましたので、同条第10項の規定により告示します。
令和3年8月10日

横須賀市長 上 地 克 明

地縁団体の名称	区 域	
	変 更 前	変 更 後
	佐野町1丁目11番地2、11番地6、11番地	佐野町1丁目11番地2、11番地6、11番地

<p>10から11番地12まで、12番地4、13番地、14番地、16番地から26番地まで、29番地4から29番地17まで及び29番地21から29番地23まで、富士見町2丁目24番地、45番地35、45番地58及び68番地から71番地まで、富士見町3丁目（40番地から44番地までを除く。）、田戸台39番地、58番地及び60番地、上町3丁目4番地3、4番地9、5番地から7番地まで、8番地1から8番地11まで、8番地45から8番地51まで、8番地61、8番地62、8番地65、8番地66、9番地3、9番地9から9番地11まで、9番地12の一部、9番地19、9番地20、9番地34から9番地36まで、9番地38、9番地40、9番地42、10番地7、42番地から44番地まで、48番地1及び48番地10並びに公郷町6丁目9番地1、9番地9、9番地10、9番地13、9番地33、10番地2から10番地9まで、10番地13及び10番地19の区域</p>	<p>10から11番地12まで、12番地4、13番地、14番地、16番地から26番地まで、29番地4から29番地17まで及び29番地21から29番地23まで、富士見町2丁目24番地、45番地35、45番地58及び68番地から71番地まで、富士見町3丁目（40番地から44番地までを除く。）、田戸台39番地、58番地及び60番地、上町3丁目4番地3、4番地9、5番地から7番地まで、8番地1から8番地11まで、8番地45から8番地51まで、8番地61、8番地62、8番地65、8番地66、9番地3、9番地9から9番地11まで、9番地12の一部、9番地19、9番地20、9番地34から9番地36まで、9番地38、9番地40、9番地42、10番地7、42番地から44番地まで及び48番地並びに公郷町6丁目9番地1、9番地9、9番地10、9番地13、9番地33、10番地2から10番地9まで、10番地13及び10番地19の区域</p>	<p>東佐野町内会</p>
---	---	---------------

横須賀市告示第 168 号

道路区域変更及び供用開始に関する告示

道路法（昭和27年法律第180号）第18条の規定に基づき、次のように市道の道路の区域を変更し、及び令和3年8月10日からその供用を開始します。

その関係図面は、横須賀市土木部道路管理課において告示の日から30日間一般の縦覧に供します。

令和3年8月10日

横須賀市長 上 地 克 明

路線名	旧新別	区 間	敷地の幅員	延 長
1,135	旧	金谷1丁目543番の6地先から金谷1丁目541番の1地先まで	メートル 2.8～3.7	メートル 24.3
	新	金谷1丁目543番の6地先から金谷1丁目541番の1地先まで	2.8～4.0	24.3
1,506	旧	小矢部3丁目1216番の15地先から小矢部3丁目1212番の1地先まで	2.1～2.2	17.0
	新	小矢部3丁目1216番の15地先から小矢部3丁目1212番の1地先まで	2.1～3.1	17.0
3,132	旧	津久井3丁目1983番地先から津久井3丁目1984番地先まで	4.7～5.7	31.7
	新	津久井3丁目1983番地先から津久井3丁目708番の3地先まで	5.7～7.8	32.0

3,300	旧	武3丁目3582番の7地先から 武3丁目3607番の9地先まで	2.2～2.4	30.3
	新	武3丁目3582番の7地先から 武3丁目3607番の6地先まで	3.1～3.2	30.3

公 告

横須賀市公告第146号 (令和3年7月27日 掲 示 済)

都市計画法(昭和43年法律第100号)第36条第3項の規定により、開発行為に関する工事の完了を次のとおり公告します。
令和3年7月27日

横須賀市長 上 地 克 明

許 可 年 月 日 及 び 許 可 番 号	工事完了検査済証交付 年月日及び交付番号	開 発 区 域 に 含 ま れ る 地 域 の 名 称	開 発 許 可 を 受 け た 者 の 住 所 及 び 氏 名
令和2年5月15日 令2開第1号	令和3年7月16日 令3第4号	横須賀市田戸台85番1ほか2筆	横須賀市小川町26番地9 アイプランニング株式会社 代表取締役 寺島信治

横須賀市公告第147号 (令和3年8月3日 掲 示 済)

下記の税に係る別紙の方は、その住所及び居所が明らかでないため、督促状の送達ができないので、地方税法(昭和25年法律第226号)第20条の2の規定により公告します。

なお、関係書類は保管しているので、送達を受けるべき方から申出があるときは交付します。

令和3年8月3日

横須賀市長 上 地 克 明

年 度	税 目	期 別	発 付 年 月 日
令和2年度	市 民 税 県 民 税 (普通徴収)	第4期分	令和3年2月24日
		11月随時	令和2年12月17日

(別紙略)

横須賀市公告第148号 (令和3年8月3日 掲 示 済)

別紙の方は、その住所及び居所が明らかでないため、債権に係る差押調書謄本の送達ができないので、地方税法(昭和25年法律第226号)第20条の2の規定により公告します。

なお、関係書類は保管しているので、送達を受けるべき方から申出があるときは交付します。

令和3年8月3日

横須賀市長 上 地 克 明

(別紙略)

横須賀市公告第149号 (令和3年8月3日 掲 示 済)

別紙の方は、その住所及び居所が明らかでないため、配当計算書謄本の送達ができないので、地方税法(昭和25年法律第226号)第20条の2の規定により公告します。

なお、関係書類は保管しているので、送達を受けるべき方から申出があるときは交付します。

令和3年8月3日

横須賀市長 上 地 克 明

(別紙略)

横須賀市公告第150号 (令和3年8月3日 掲 示 済)

下記の税に係る別紙の方は、その住所及び居所が明らかでないため、納税通知書の送達ができないので、地方税法(昭和25年法律第226号)第20条の2の規定により公告します。

なお、関係書類は保管しているので、送達を受けるべき方から申出があるときは交付します。

令和3年8月3日

横須賀市長 上 地 克 明

年 度	税 目	備 考
令和3年度	市 民 税 県 民 税	定期賦課分及び定期賦課過年度分

(別紙略)

訓 令 甲

横須賀市訓令第12号 (令和3年7月27日 掲 示 済)

公共施設マネジメント戦略会議設置規程等の一部を次のように改正する。

令和3年7月27日

横須賀市長 上 地 克 明

(公共施設マネジメント戦略会議設置規程の一部改正)
第1条 公共施設マネジメント戦略会議設置規程(平成29年横須賀市訓令第13号)の一部を次のように改正する。

第3条第4項中「平成29年横須賀市規則第63号」を「令和3年横須賀市規則第98号」に改める。
(大規模土地利用行為連絡調整会議規程の一部改正)

第2条 大規模土地利用行為連絡調整会議規程(平成17年横須賀市訓令第13号)の一部を次のように改正する。

第3条第1項中「平成29年横須賀市規則第63号」を「令和3年横須賀市規則第98号」に改める。

(危機事案対策本部等設置規程の一部改正)
第3条 危機事案対策本部等設置規程(平成17年横須賀市訓令第14号)の一部を次のように改正する。

第4条第4項中「平成29年横須賀市規則第63号」を「令和3年横須賀市規則第98号」に改める。

(職員の分限及び懲戒に関する検討委員会設置規程の一部改正)

第4条 職員の分限及び懲戒に関する検討委員会設置規程(平成16年横須賀市訓令第9号)の一部を次のように改正する。

第3条第2項中「平成29年横須賀市規則第63号」を「令和3年横須賀市規則第98号」に改める。

附 則

この規程は、令達の日から施行する。

上下水道局告示

横須賀市上下水道局告示第33号

平成30年横須賀市上下水道局告示第26号により指定した指定下水道工事店株式会社松浦設備は、次のとおり所在地を変更しました。

令和3年8月10日
横須賀市上下水道事業管理者
横須賀市上下水道局長 長 島 洋

登録番号	工 事 店 名	代 表 者 名	所 在 地	
			新	旧
須 368	株式会社松浦設備	松 浦 公 二	横浜市磯子区岡村三丁目11番32号MATSURABLD G	横浜市磯子区久木町3番39号

教育委員会告示

横須賀市教育委員会告示第12号 (令和3年7月12日) (掲 示 済)
横須賀市教育委員会定例会を次のとおり招集します。
令和3年7月12日

横須賀市教育委員会
教育長 新 倉 聡

- 1 日時 令和3年7月15日午前9時30分
- 2 会議開催の場所 横須賀市役所正庁
- 3 会議に付議すべき事項

(1) 教育委員会事務局等事務分掌規則中改正について

農業委員会告示

横須賀市農業委員会告示第8号 (令和3年8月2日) (掲 示 済)
令和3年第8回横須賀市農業委員会総会を次のとおり招集します。
令和3年8月2日

横須賀市農業委員会
会長 田 丸 定 雄

- 1 日時 令和3年8月10日午後3時
 - 2 会議開催の場所 農業委員会室
 - 3 会議に付議すべき事項
- (1) 農業経営基盤強化促進法による農用地利用集積計画について
 - (2) 農地法第3条の規定による許可申請について
 - (3) 農地法第5条第1項の規定による許可申請に係る進達について
 - (4) 相続税納税猶予に関する適格者証明について
 - (5) 農地法第3条の3第1項の規定による届出について
 - (6) 農地法第4条第1項第8号の規定による農地転用届出について

正 誤

令和3年7月26日付け横須賀市報第1820号 14823 ページ左欄下から14行目中「令和3年9月6日から同月13日」は「令和3年9月8日から同月15日」の誤り